



山形県公報

平成29年4月1日(土)

号 外 (16)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

訓 令

- 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 3
- 山形県教職員健康審査会規程の一部を改正する訓令…………… 4
- 山形県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令…………… 同

教育委員会関係

規 則

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第6号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当	を
文化財・生涯学習課	経理担当、青少年教育施設担当、企画調整担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当	

総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当	に改め、同条第2項の表中
教職員課	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当	
文化財・生涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当	

課名	課内室名	を
総務課	教職員室	
文化財・生涯学習課	生涯学習振興室	

課名	課内室名	に改める。
文化財・生涯学習課	生涯学習振興室	

第5条第1項第5号中「の職制（学校職員に係るものを除く。）」を「(学校職員を除く。次号において同じ。)の職制」に改め、「(義務教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。)」を削り、同項中第27号から第35号までを削り、第26号を第27号とし、第7号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 県立学校の事務職員の研修に関する事

第5条第1項第36号中「文化財・生涯学習課」を「教職員課、文化財・生涯学習課」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第37号から第39号までを8号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第9条を削る。

第8条第1項第1号及び第2号中「高等学校」を「県立高等学校及び県立中学校」に改め、同項第3号中「高等学校」を「県立高等学校及び県立中学校」に、「こと」を「こと（教職員課で所掌するものを除く。）」に改め、同項第4号中「高等学校」を「県立高等学校及び県立中学校」に改め、同項第5号中「の通学区域」を「及び県立中学校の通学区域」に改め、同項第6号中「県立高等学校入学者の選抜及び」を「県立高等学校及び県立中学校の入学者の選抜並びに」に改め、同条を第9条とする。

第7条第3号中「高校教育課」を「教職員課及び高校教育課」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(教職員課の分掌事務)

第6条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校職員の職制、定数、任用、服務、分限、懲戒及び研修（義務教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。）に関する事
- (2) 学校職員の給与、退職手当、公務災害補償その他勤務条件に関する事
- (3) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員の研修に関する事
- (4) 公立学校の設置及び廃止に関する事
- (5) 公立学校の組織編制に関する事
- (6) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関する事
- (7) 学校経営管理の指導に関する事
- (8) 教育職員の免許及び検定に関する事
- (9) 指導が不適切な教員の認定及び研修に関する事
- (10) 山形県教職員健康審査会に関する事
- (11) 学校職員団体に関する事
- (12) 教員の海外派遣に関する事

第11条第1項第15号を削る。

第12条中「第5条から第8条まで及び前3条」を「第5条から前条まで」に改める。

第18条第1項中「課長、課長補佐及び係長」を「、課長及び課長補佐」に改め、同条第3項中「、主査」を「、係長、主査」に、「、文化財調査研究員」を「、文化財振興研究員」に改める。

第19条の表中

文化財調査研究員	上司の命を受けて文化財の調査研究業務に従事する。	を
----------	--------------------------	---

文化財振興研究員	上司の命を受けて文化財の振興研究業務に従事する。	に改める。
----------	--------------------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「若しくは事務長（主査）」を削り、「主査」を「主査、主任主査」に、「主任栄養士」を「主任栄養士、副主任管理栄養士」に改める。

第4条の表中	事務部長	校長の命を受けて庶務及び会計事務を統括し、他の事務職員等を監督する。	を
	事務長		
	事務長（主査）		

事務部長	校長の命を受けて庶務及び会計事務を統括し、他の事務職員等を監督する。	に、
事務長		

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	を
----	--------------------	---

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	に、
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	

副主任栄養士	高度な栄養に関する業務に従事する。	を
--------	-------------------	---

副主任管理栄養士	高度な栄養に関する業務に従事する。	に改める。
副主任栄養士		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第3号

中 教 育 機 関
庁

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2号(1)本庁の項の表中	総務課	教総	を
-----------------	-----	----	---

総務課	教総	に改める。
教職員課	教職	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

本 庁
教 育 事 務 所
県 立 学 校
市 町 村 教 育 委 員 会

山形県教職員健康審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県教職員健康審査会規程の一部を改正する訓令

山形県教職員健康審査会規程（昭和51年4月県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「山形県教育庁総務課」を「山形県教育庁教職員課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員倫理規程（平成19年11月県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「総務課教職員室長」を「教職員課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。